

令和7年7月24日

提 案 書

提 案 事 項

1. 予算に関すること

- (1) 安定した予算の確保【P6】
 - ・令和8年度当初予算の確保
 - ・令和7年度補正予算による早期の追加割当て
- (2) 新たに制定された「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた予算の早期割当、事業量の確保【P7】
- (3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の復興・創生に必要な予算の確保【P8】

2. 設計・積算に関すること

- (1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施【P9】
- (2) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休2日確保のための環境整備と実態に見合った工期の設定【P9】
- (3) 週休2日制補正における間接工事費補正の適用条件の見直し【P11】
- (4) 面工事を伴うほ場整備工事における現場環境改善費の更なる増額と実施内容・工種設定の見直し【P11】
- (5) ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の早期の設定【P12】
- (6) 施工時期に応じた冬期歩掛補正の適用と熱中症対策の強化に伴う新たな夏期歩掛補正の設定【P13】
- (7) スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは受注者負担措置の撤廃【P14】
- (8) ほ場整備における歩掛や諸経費率の更なる見直しと、暗渠排水をはじめとする補完工事における現場条件を反映した歩掛改正や新たな諸経費率の設定【P15】

(9) ほ場整備等における 2 次製品の小運搬工の計上基準の明確化

【P16】

(1 0) ほ場整備整地工(畑)に関する時間計算による歩掛の設定

【P16】

(1 1) 情報化施工推進に向けた外注やリース等費用の適正な計上

と三次元設計データ変換ソフトの導入支援 **【P17】**

(1 2) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味

した諸経費工種の新設 **【P18】**

(1 3) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での

施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの設定

【P19】

(1 4) コンクリート 2 次製品水路における曲折部や急流工等の継

目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩
掛りの制定 **【P20】**

(1 5) 仮設資材の損耗率の見直し **【P21】**

(1 6) 集中豪雨による排水施設容量オーバーに対応した対策の検

討 **【P21】**

(1 7) 農地災害復旧における、適切な仮設の積算や施工実態に応

じた適切な変更対応への積極的な助言指導 **【P22】**

(1 8) 資材単価の積算方法等の見直し **【P23】**

(1 9) 設計変更における、新規工種の追加に関する取扱い **【P23】**

(2 0) 工事の迅速化にむけた新たな視点に立った考え方の導入

【P24】

(2 1) 中山間地域における畦畔法面对策に関する設計基準の改定

【P25】

3. 施策について

- (1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大【P26】
- (2) 低入札価格調査基準の引き上げ【P27】
- (3) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援
(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上（現場事務所費用の引き上げ、快適トイレの加算上限額の見直しなど）、工事書類の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の更なる推進など）
【P27】

全国農村整備建設業協会

会 長	木 全 哲 久	愛知県農業土木研究会
副会長	石 川 俊	(一社)福島県土地改良建設協会
副会長	青 柳 剛	群馬県農村整備建設協会
副会長	平 塚 智 朗	島根県農林建設業協会連合会
理 事	山 田 幸 一	青森県農村整備建設協会
理 事	久保田一成	(一社)岐阜県建設業協会 農村部会
	海 野 尚	岩手県農業土木技術協議会
	佐 藤 吉 博	秋田県土地改良建設協議会
	佐 藤 友 和	(一社)山形県土地改良建設協会
	山 本 治 和	福井県農村整備協会
	田 村 頼 一	三重県農業土木振興会
監 事	千 葉 嘉 春	宮城県農業土木推進協議会
監 事	森 雄 一	(一社)富山県建設業協会土地改良委員会

1. 予算に関すること

(1) 安定した予算の確保

- ・令和8年度当初予算の確保
- ・令和7年度補正予算による早期の追加割当て

(背景)

令和7年度の国の農業農村整備事業関係予算は、関係者の皆様方のご努力により令和6年度経済対策 2,037 億円、令和7年度当初 4,463 億円を合わせて、昨年度を上回る 6,500 億円を確保していただき感謝しております。しかしながら現場ではまだ事業推進に対する要望も多く、食料安全保障・米価対策の観点からも農業農村整備事業の重要性が一段と増しております。また、私共地元建設業界におきましても、資材高騰など物価高の中での経営の安定に加えまして、こうした地元の皆様のご要望に引続きお応えしていきたいと考えております。

(国への要望)

私共建設業界といたしまして、毎年の作業員や資材の確保等計画が比較的容易となる当初予算での確保をお願いします。さらに、予算の総量確保、切れ目のない工事執行のためにも今年度補正予算の早期割り当てをお願いいたします。またその際、物価上昇も考慮した予算の増額をお願いいたします。

【回答】

農業の競争力強化や国土強靱化を図るため、農業農村整備事業は大変重要であると考えており、令和7年度当初予算で 4,464 億円、令和6年度補正予算で 2,037 億円、これらを合計して、前年度を 260 億円上回る 6,500 億円を確保したところです。

4月11日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、生産性の向上等に関する目標と KPI が設定されており、農地の大区画化等を行う農業農村整備事業は、食料安全保障の確保と農業の持続的な発展を図る上で、大変重要と認識しています。

ご要望のとおり、現在、農業農村整備事業については地域におけるニーズが高まっている一方、足元では物価高騰の影響もあることから、事業量の確保が大きな課題となっています。

6月13日に閣議決定された「骨太の方針」では、農業構造転換集中対策期間における農地の大区画化等の取組について、別枠で必要・十分な予算の確保や、食料自給力の確保に向けた土地改良事業の推進などが盛り込まれているところです。

このような状況も踏まえて、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標と KPI の達成に向けて、当初予算をはじめ必要な予算の確保に努め、しっかりと施策を推進してまいります。

(2) 新たに制定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた予算の早期割当、事業量の確保

(背景)

近年、激甚化・頻発化する自然災害（集中豪雨、台風、地震等）により、農業・農村地域においても、農地の冠水や農業用施設の被災が多発し、地域の生業と暮らしを脅かす事例が全国で発生しています。

こうしたことから、防災・減災対策、国土強靱化対策の重要性・緊急性はますます高まっており、本対策の継続性が強く望まれている中、令和 7 年 6 月 6 日に今後 5 年間で概ね 20 兆円強程度の事業費とする「第 1 次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定されましたことに感謝いたします。この中において、農業農村整備分野における防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進が求められております。

(国への要望)

農業・農村地域における防災・減災、国土強靱化対策を計画的かつ着実に推進するために、本年 6 月に法定計画として位置づけられた「国土強靱化実施中期計画」に基づき、令和 8 年度以降においても 5 か年加速化対策を大きく上回る単年度あたりの予算・事業量が確保されるようお願いします。

【回答】

6 月 6 日に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」において、農業農村整備事業については、

- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策
- ・農業水利施設等の保全対策や耐震対策
- ・田んぼダム等に取り組む農地整備

などが「推進が特に必要となる施策」として位置付けられております。また、本計画の計画期間となる令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に於いて、5 か年加速化対策を超える 20 兆円強程度という事業規模が示されております。

本計画に掲げる目標と KPI の達成に向けて、必要な予算の確保に努めてまいります。

(3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の復興・創生に必要な予算の確保

(背景)

2011年に発生した東日本大震災では、農地や農業用施設も大きな被害を受けましたが、国からの大きなご支援のおかげで、これまでにかなり復旧復興が進んできております。

しかしながら、特に福島県におきましては、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた避難指示区域等（避難地域12市町村）における帰還促進や営農再開に向けて農業・農村の復興・創生に必要な予算について、第2期復興・創生期間後も継続的に措置されることが必要です。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震における被災地域の復旧復興も急務となっております。

(国への要望)

東日本大震災からの復興に向けた農業・農村の復興・創生に必要な予算について第2期復興・創生期間後も継続して確保いただきますと共に能登半島地震被害からの復旧復興予算についても十分に確保して頂くようお願いします。

【回答】

東日本大震災からの復旧・復興について、地震・津波被災地域においては、農地の96%で営農再開が可能となり、主な農業用施設についても農地海岸施設を残して復旧が完了しています。また、原子力災害被災地域においては、営農再開は着実に進捗していますが、避難指示解除が遅かった地域など、それぞれ現況が大きく異なっていることから、営農再開の加速化を図るため、引き続き農地の大区画化など推進することとしています。これらの取組が着実に実施できるよう、第2期復興・創生期間の次の5年間にあたる第3期復興・創生期間においても、必要な予算の確保に努めてまいります。

また、令和6年能登半島地震や9月の豪雨災害については、特に被害が大きかった奥能登地域で土砂等が堆積した農地のうち、今春の作付けに間に合うよう約170haの農地の復旧が完了したところです。引き続き、適切かつ早期の復旧に向けて、必要な予算の確保に努めてまいります。（補足資料：別紙1、2）

2. 設計・積算に関すること

(1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施

(背景)

東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、被災の実態や施工業者の実情などを勘案し、復旧・復興事業の速やかな実施のために、円滑な施工確保対策として、「復興係数」「復興歩掛」等の被災地特例措置が導入されたところです。

しかしながら、令和6年度より「復興歩掛」については補正率がゼロとなり、令和7年度時点では「復興係数」のみが継続実施となりました。現在、復旧・復興を進めておりますが、現場条件・雇用条件等依然として厳しい状況にあります。

(国への要望)

このような状況に鑑み、今後も、復旧・復興事業を速やかに進めるため、東日本大震災の復旧・復興において円滑な施工確保対策として導入された「復興係数」の被災地特例措置を継続実施していただきますようお願いします。

【回答】

被災地では、機械・労務・材料の調達等に係る間接工事費支出が増大している実態を踏まえ、毎年、諸経費動向調査を実施し、復興係数を定めているところです。今後も、諸経費動向調査の結果を踏まえ、間接工事費の補正について適宜見直しを行うなど検討してまいります。

(2) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休2日確保のための環境整備と実態に見合った工期の設定

(背景)

令和6年度から建設業においても改正労働基準法による時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、従前以上に技術者の勤務実態の正確な把握と偏りのない適正な労務管理の徹底が求められています。

これまで多くの建設現場においては、朝礼や準備、後片付けといった実稼働時間の前後作業について、労働時間として明確に取り扱われていないのが実情でした。しかしながら、働き方改革の推進により、こうした作業も労働時間として明示的に取り扱われる必要があります。

このような中、令和6年度の土地改良積算基準等においては、施工実態に即した歩掛りや諸経費が改正され、現場管理費が引き上げられたほか、中山間地域における共通仮設費・現場管理費の補正值の改正等、積算体系の改善が進められたことに感謝申し上げます。

一方で、農業農村整備事業の工事は、一般土木工事に比べ天候に左右されることが大きく、営農期間には施工できないなど制約を多く受ける特性から、4週8休が困難な期間もあり、工事の遅延を避けるため、下請け労務者に割増賃金を支払ってでも作業をせざるを

得ない場合もあります。また、作業員の中には日給制で勤務している者もあり、休日の増加により収入が実質減少してしまうことで、作業員の確保にも影響を及ぼしております。さらに、農業農村整備事業において休日・夜間の地元説明会が多いといった特殊性も時間外労働規制に対して弊害となっております。

このように、農業農村整備事業の工事においては、その特性等から一律の時間外労働規制では現場が対応しきれない状況にあります。

(国への要望)

時間外労働規制への対応として、現場管理費の見直し等、働き方改革に取り組める環境整備を進めていただいたことに感謝申し上げます。

引き続き、農業農村整備事業の特性に対応した歩掛り等の積算基準の見直し・改善を進めていただくとともに、時間外対応の一部例外規定の整備及び実態に見合った工期の設定をお願いします。

また、週休 2 日制の円滑な実施に向けて、「工事関係書類のさらなる簡素化」や「ウイークリースタンス」、「ワンデーレスポンス」の確実な実施に加え、実態に見合った工期の設定などについて、各事業所や県など発注機関に対して周知徹底するなど連携して施策を進めていただくようお願いします。

【回答】

間接工事費率及び労務費・機械経費については、諸経費動向調査の結果を踏まえ適切に改正を行っております。また、歩掛については、過年度より資材基地から現場への移動時間も歩掛に反映するなど、歩掛の適正化に努めております。

また、国においては、工事関係書類一覧を用いて書類の作成者を明確化し、ASP（情報共有システム）を活用することで、工事書類の作成・処理の迅速化を図っております。また、本年 3 月には、工事書類の省力化や受発注者における役割分担の明確化等のために「工事書類省力化の手引」を作成し、受発注者双方の働き方改革の推進を図っているところです。

工期設定に当たっては、工事規模に応じた余裕期間の設定及び工期の短縮に有効なプレキャスト製品導入の原則化のほか、工事契約後速やかにクリティカルパスを示した発注者工程等を受注者に提示の上、現場着手前に受注者との間で工程等について合意を図る取組を行っております。

各都道府県に対しては、引き続き、耕地関係課長会議等において、関係通知の周知と適切な対応をお願いしてまいります。

(3) 週休2日制補正における間接工事費補正の適用条件の見直し

(背景)

農業農村整備事業の工事は一般土木工事に比べ天候に左右されることが大きく、また、営農期間には工事が実施できないなど、工期の時期的な制約を多く受けます。業界では働き方改革と担い手の確保のため一丸となって週休2日に取り組んでいるところで、通期での達成は進んで来ているところですが、農村整備事業の特徴から週単位や月単位での週休2日の実施を行うことが極めて困難な状況にあります。

そのような状況の中、林野庁の森林保全事業では通期の補正は残っていますが、農林水産省の農村農業整備事業では今年度より、週休2日について通期の補正を廃止し、週単位及び月単位補正を新設しております。

(国への要望)

週休2日補正の適用に当たっては、通期で達成できれば月単位の補正を適用できるようにするとか、昨年までの「通期での補正の実施」も可能としていただくなど農業農村整備事業の特徴に合わせた柔軟な対応について検討をお願いします。

【回答】

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっており、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。そのため、農林水産省においても週休二日の取組を進めているところです。工事発注においては、週休二日を考慮した適切な工事規模、工期設定を行ってまいります。

(4) 面工事を伴うほ場整備工事における環境改善費の工種としての別立てによる設定

(背景)

農業農村整備事業は、受益者である農家の存在があつて事業が執行されるものであり、関係農家との調整は、発注者のみならず受注者にとっても避けられない対応でありその負担は大きいものがあります。これらの課題に対し、農林水産省では、令和2年度より「現場環境改善費」を導入し、その率についてこれまで実態を踏まえ改訂して頂いていることに感謝申し上げます。

そのような中、土地改良事業の中でも面整備を伴うほ場整備工事における農家調整対応は、地権者の直接の所有となることが見込まれることから、営農に併せた進入路の位置や形状、湧水処理や客土工などの補完工事の有無、用水掛口工・排水工の設置など多岐にわたり、その負担は他工種に較べ特に大きいものとなっております。

しかしながら、県発注工事における現場環境改善費では仮設備関係、営繕関係、安全関係に要する費用が大きく地域連携の地域対策費（関係農家との調整等）の費用が不足するとの声があります。また、費用の点及び実施計画書の作成など事務負担軽減の面からも実施内容の削減を求める声もある状況です。

（国への要望）

環境改善費について、農家調整に係る負担が他工種より大きいことから、ほ場整備工事の率を別立てで諸経費動向調査を行うなどして、現場環境改善費の更なる増額や事務負担軽減の観点から実施内容の削減、若しくは、計上項目ごとの率を示していただき実施内容を選択できるような内容としていただければと思います。

【回答】

現場環境改善費については、諸経費動向調査により実際に支出された費用を基に算出しております。今後とも適切な率設定に努めてまいりますので、諸経費動向調査の対象となった際には、ご協力をお願いします。

（５）ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の早期の設定

（背景）

国におかれましては、これまで我々の現場の声を受け、現場条件を適切に反映するため、令和４年度に新たにため池工事について独自の諸経費を設定していただき感謝申し上げます。さらに、昨年の独自歩掛の設定に関する要望において、令和５年度より「ため池堤体工」、今年度より「ため池斜樋工」「ため池洪水吐工」の歩掛調査を実施し標準化に向けた検討を進めるとの回答を頂き感謝申し上げます。

農業用ため池工事は、密度試験や透水試験のための機械の待ち時間が発生すること、狭小な現場が多く転圧工事（掻き起こし→巻き出し→転圧）の一連作業を複数種類の機械で施工するためそれぞれの機械の待ち時間が多くなること、最適含水比で転圧を行わなければならないため天候や土の含水比の影響を受けて不稼働となる日数がさらに多くなること、また、洪水吐や取水施設等のコンクリート構造物についても、堤体盛土の進捗に合わせなければならないことや、傾斜部での作業となることから平場での施工に比べ効率が著しく低い状況にあります。

加えて、寒冷地での冬期間の施工においては、適正な温度管理による施工を行っても、夜間の凍結などにより手戻りが生じるなど、ダムやその他の土木工事に比べ作業効率が悪く厳しい現場条件にあります。

（国への要望）

ため池工事については、他工種に比べ作業効率が極めて劣ることからその特性や寒冷地の冬期間施工等も考慮し、これら、厳しい現場条件を適切に反映した、敷き均し・転圧等土工及び鉄筋組立や型枠設置も含めたコンクリート打設に関する新たな「ため池独自歩掛

の設定」をお願いします。

ため池工事は、防災重点農業用ため池の防災工事実施期間の後期となり工事件数も増加していることから、早期のため池工歩掛設定についてをお願いします。

【回答】

ため池工事の歩掛制定については、これまでも多くの要望が出されており、農水省としても重要課題と認識しております。そのため、令和5年度からため池堤体工、令和6年度から底樋工の歩掛調査に着手し、標準歩掛化に向けた検討を進めているところです。さらに、洪水吐工及び斜樋工についても、今後歩掛調査を開始し、標準歩掛制定に向けて検討を進めてまいります。

(6) 施工時期に応じた冬期歩掛補正の適用と熱中症対策の強化に伴う新たな夏期歩掛補正の設定

(背景)

多くの土地改良工事は、国営事業、補助事業にかかわらず、収穫・落水後の工事着手となるため、現行制度（10月1日以降工事開始日の工事が対象）では、「冬期歩掛補正」適用とならない工事（9月30日以前に工事開始した工事）においても、現実的には冬期施工となる場合が多いことから、特に寒冷地においては、冬期の施工費は積雪寒冷対策や作業効率の低下等により、採算が合わない実態があります。

また近年、異常な高温が常態化し熱中症による災害が増加傾向にあることから、本年6月1日から、労働安全衛生規則が改正され、受注者に対し現場の熱中症対策が罰則付きで義務化されました。このため、作業時間の短縮や現場閉所、作業場所のWBGT値の低減、身体作業強度の低い作業への変更等、熱中症対策を一層強化することにより、作業効率の著しい低下が予想されます。

(国への要望)

冬期対策として、暴風雪等作業困難日、春の融雪又は降雨による土工仕上作業困難日等を考慮した冬期歩掛補正の見直し、及び9月以前の請負契約工事においても、冬期歩掛補正が適用されるよう検討をお願いします。

さらに、今年度から熱中症対策・防寒対策費用については現場環境改善費から切り離し積み上げ計上できるようになり感謝申し上げますが、上限の率（現場環境改善費の50%）の見直しなど、引き続き実態に見合った経費となるよう調査いただくようお願いします。

また、熱中症対策の強化に伴う作業効率の低下を考慮した夏期の歩掛補正を新たに設定していただくようお願いします。

【回答】

冬期歩掛補正率に関しては昨年度まで実施した歩掛調査結果解析し、今年度改正の検討中です。

9月以前に契約した工事への補正の適用については、ご要望を踏まえ、国交省の動向も注視し今後検討してまいります。

熱中症対策・防寒対策の積上げ上限及び夏期の歩掛補正については、実態を把握し、より適切な設定に努めてまいります。

(7) スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは受注者負担措置の撤廃

(背景)

スライド条項は、工事資材の変動額が受注者の負担額（対象工事額の 1.0～1.5%）を超える場合に適用され、スライド額は変動額から、受注者の負担額を差し引いた額となることから、受注後に工事資材価格が変動してもスライド条項を適用できないことが多く、適用されても受注者の損益を十分に補填できない状況です。

(国への要望)

品確法の観点から適切な利益を確保するためには、急激な価格変動においては実勢単価の更新にタイムラグが生ずる可能性がある中、受注者が適正な利潤を確保するために、スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは撤廃をお願いします。

【回答】

スライド条項における受注者の負担額は、工事請負契約書の第 30 条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の 1 %」を採用しているところであります。

ご要望については、関係部署に伝えてまいります。

(8) ほ場整備における歩掛や諸経費率の更なる見直しと、暗渠排水をはじめとする補完工事における現場条件を反映した歩掛改正や新たな諸経費率の設定

(背景)

国におかれましては、「ほ場整備における新規の歩掛制定」、「同一地区において施工箇所が点在する工事積算方法」や「1日未満で完了する作業の積算方法」について示して頂き、現場条件をより反映できる積算基準となったことに感謝申し上げます。しかしながら、超湿地地帯や中山間地では既存の歩掛では無理があるとの意見（実際は10トン超々湿地ブルやバックホウによる整地）や土工が多いほ場整備は、天候に左右され請負額の割に工期が長くなるため諸経費率の見直しを求める声の大きい状況です。特に運土工の作業回数の明示や、段差を考慮した施工機械の選定は必要であると考えます。また更には、面工事の次年度以降に別途発注される客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事の多くは、広いほ場内に点在し、小ロットかつ多工種に渡るなど工事を実施する上で手間が掛かり必要経費が嵩み、さらに、地元調整などにより受注後に設計内容が変更になる場合が多いなど、適正な利潤を確保しにくい状況にあります。

特に、暗渠排水工については、日標準作業量をサイクルタイム計算方式に見直しいただき感謝申し上げますが、施工実態として元請から専門業者に委託することが大半であるため諸経費率の見直しを求める要望や、小区画や不整形田では標準の日施工量にならないとの意見があります。

(国への要望)

歩掛や諸経費率の見直しに関する業界の声を今後反映いただくとともに、面工事を伴わないほ場整備の補完工事について、現在のほ場整備工とは別に施工状況を適切に反映した新たな工種としての諸経費の設定をお願いします。

なおこの件については、昨年意見交換会においても要望し、客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事を行う際の諸経費率について検討を進めているとの回答を得ておりますが、引き続き早期の設定についてお願いします。

【回答】

引き続き、客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事を単独で行う際の諸経費率について検討を進め、早期に設定が出来るよう努めてまいります。

今後とも、実態を反映した諸経費となるよう努めてまいりますので、諸経費動向調査の対象となった際には、ご協力をお願いします。

(9) ほ場整備等における2次製品の小運搬工の計上基準の明確化

(背景)

農村整備事業を代表するほ場整備においては、大区画が多くほ場が軟弱であることから、排水路や集水枒等を運搬するために、ダンプトラックが入れない場合がほとんどで、現場状況に応じて仮設道路の設置や小運搬工が必要となります。

また、山腹水路など山間部や狭隘な箇所では、施工手順や機械編成を考慮すると場内小運搬はどうしても必要となってきます。

歩掛に小運搬距離の記載のあるものや別途計上となっているものについては、必要な小運搬が当初積算から計上されていたり、変更協議を行うことが可能ですが、ほ場整備工事で多く使う土木工事標準単価の排水路構造物工では、「現場内小運搬を含む」となっており、歩掛と現場に相違を感じるものの、変更協議が困難な状況となっております。

(国への要望)

小運搬について、発注者が当初計上しやすくするためにも、また、実態に合わせて変更協議しやすくするためにも、設置歩掛に適用範囲や積算条件を詳しく明示していただくようお願いします。

【回答】

土木工事標準単価の排水構造物工は、価格調査団体により価格調査されておりますが、当該作業の施工実績を相当数有する信頼度の高い専門業者を調査対象とすることとされており、施工実績に基づいた調査がなされていると聞いています。価格調査団体にはより各作業の実態を反映した単価となるよう伝えるとともに、補足文についても積算に反映しやすいものとなるよう伝えてまいります。

(10) ほ場整備整地工(畑)に関する時間計算による歩掛の設定

(背景)

所得向上を目指して高収益作物の導入を行う農地中間管理機構関連農地整備事業の増加により、収益性向上のため畑の造成が増えております。現在のほ場整備工の歩掛については、令和3年度に0.3ha未満の狭い区画に活用できる歩掛を制定していただいたところですが、畑については、従来から全体面積の5%を超える場合は別途積算することとなっております。

一方、畑については、営農計画の作物に合わせて傾斜畑としたり、耕土深も深くするなど水田に比べ施工手間や経費がかかりますが、別途積算による畑の工事費積算は、適用する土工の歩掛が畑を想定したものではなく、時間計算による整地工積算と乖離している状況にあります。

(国への要望)

ほ場整備全体面積の5%を超える場合に適用できる畑の時間計算による歩掛設定をお願いします。

【回答】

歩掛制定のためには一定以上のサンプル数が必要となりますが、本件のサンプル数は現状、少数・偏在していることから、国の歩掛制定までには期間を要するものと想定されます。

一方、国においては、都道府県に対して独自の歩掛制定の指導も行っておりますので、都道府県へも要望をご検討ください。

(11) 情報化施工推進に向けた外注やリース等費用の適正な計上 と三次元設計データ変換ソフトの導入支援

(背景)

年々、国の支援により土地改良の現場でもICTを活用した情報化施工への期待感の高まりから、実施件数が増えてきております。

背景としては、工事施工時の効果に加え、施設の維持管理や災害対応といった管理面での活用のほか、モデル地区の指定により中心経営体から施工管理データを活用したスマート農業(自動走行農機)への期待が寄せられています。

この動き自体は、農業や建設業における慢性的な人材不足の軽減や天候に左右されやすい農業農村整備工事の工期短縮にも大変有効であると考えております。

一方、現在の施工実態については、UAV起工測量による点群データ作成と2D設計成果の計画高に基づく3D設計データの確定作業を経て、ようやくICT建機へのデータ移行による施工が可能となることから、3D設計データ作成を外注する場合にはかなりの時間を要するため、実際にはICT導入による工期短縮の効果発現が期待できない現状となっています。

また、対応可能なコンサルが少ないことや費用面での不安も大きな課題となっています。

さらに従来施工に比べ施工費用が掛かり増しすることから総事業費の増額による計画変更が必要となるなど、推進するうえでの懸案となっています。実際の事業地区では、導入に対する効果算定が期待できず断念せざるを得ないなど、今後ますます問題化していくことを懸念しております。

(国への要望)

ICTの活用は、農業・建設業界における人材不足への効果的な対策として期待されていることから、ICT施工数量から算出した機械経費と実際のリース契約に係る経費との差額分を追加計上できるなど、ICT施工費用を適正に計上いただくことはもとより国においては導入しやすい環境づくりの一環として、計画変更におけるICT施工導入に関するスマート農業の普及効果などの新たな効果算定手法や当面の間、ICT施工にかかる経費について効果算定に計上しないなどの柔軟な運用などの検討を進められるようお願いいたします。

さらに農業農村整備工事でのICT施工への期待として、施設管理者だけではなく地域農業を支える中心経営体の経営安定化を図るためのスマート農業の導入があげられます。

そのため、ICT 施工推進上の課題となっている計画高の設定については、外注ではなく受注者自らが設定出来るようにするため、国の研究機関が現在取り組んでいる3D変換ソフトの導入に対する国からの積極的な支援をお願いします。

具体的には受注者が変換ソフトを導入しやすくするため、間接工事費への積上げ費用の計上と現場技術者への操作上のサポート支援方法のご検討を切に要望いたします。

【回答】

費用対効果分析では、費用に対する便益を適切に計上することは重要なことと考えております。ICT の導入に係る効果算定として、ICT 施工データの活用で維持管理費が減少する場合は維持管理費節減効果、スマート農業の実践により農作業の人数や時間が減少する場合は営農経費節減効果、農作業の環境が変化する場合は農業労働環境改善効果により、対応可能と考えられます。

なお、ICT 技術の導入・活用による効果について、引き続き学識経験者等の意見を踏まえ、検討を進めてまいります。

また、3D変換ソフトウェアは、国の研究機関の他にも様々なソフトウェア会社で研究開発が進められており、今後、これらソフトウェアが普及、一般化が進むことで三次元データの活用が一層身近なものになると考えています。

今後、これらソフトウェア開発の動向にも注視しつつ、必要に応じて適切な対応が行えるよう努めてまいります。

(12) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味した諸経費工種の新設

(背景)

水路工事においては、同額程度の案件でも水路規模の大小により大きく施工延長等が異なります。施工延長が長くなるほど、測量・丁張・各種管理（出来形、品質、写真等）に要する手間が増えることに加え、関係する地権者も増えその調整にも手間を要することとなるにもかかわらず、諸経費率は施工延長に拘わらず同一となっております。

なおこの件につきましては、昨年意見交換会においても要望し、「今後も諸経費動向調査を基に適正な諸経費率の設定に努める。」との回答をいただいております。その後の検討状況をお聞きするものです。

(国への要望)

幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長の違いによる諸経費工種の新設をお願いいたします。

【回答】

水路工においては、水路規模や施工延長によって現行の諸経費と乖離が生じる場合もあることが確認されました。今後はより詳細な解析を行い、早急な諸経費の設定に努めてまいります。

(13) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの制定

(背景)

土地改良事業におけるフリーム類の布設においては、田差や区画形状に応じた曲折部や急流工等の施工を伴い、切断加工や巻き立て部を別途施工する必要があることや、更には、調整用のモルタルの施工や、小規模フリームについては納入時に反転した状態で納品され敷設に手間がかかるなど、発注者側の積算と乖離しているとの声が多数寄せられています。

なおこの件につきましては、昨年の意見交換会においても要望し、「今後も諸経費動向調査を基に適正な諸経費率の設定に努める。」との回答をいただいております、その後の検討状況をお聞きするものです。

(国への要望)

水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、施工実態を調査いただき実態に合った歩掛りの改定をお願いいたします。

【回答】

土木工事標準単価の排水構造物工は、価格調査団体により価格調査されておりますが、当該作業の施工実績を相当数有する信頼度の高い専門業者を調査対象とすることとされており、施工実績に基づいた調査がなされていると聞いています。引き続き、価格調査団体には、より各作業の実態を反映した単価となるよう伝えるとともに、歩掛調査について検討を進めます。

(14) コンクリート 2 次製品水路における曲折部や急流工等の継目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩掛りの制定

(背景)

土地改良事業におけるコンクリート 2 次製品を用いた水路では、地形条件等により曲折部や急流工においてコンクリートによる巻き立てを行う必要があるが、積算で用いられる施工パッケージ単価（生コン打設、型枠）とは乖離しているとの指摘が多く寄せられております。

なおこの件につきましては、昨年意見交換会においても要望し、「今後も諸経費動向調査を基に適正な諸経費率の設定に努める。」との回答をいただいております、その後の検討状況をお聞きするものです。

(国への要望)

品確法の趣旨である適正な利潤が確保できるよう小規模なコンクリート打設や型枠設置歩掛の制定をお願いいたします。

【回答】

1m³以下のコンクリート打設は、施工パッケージ単価コンクリート工の小型構造物を適用しています。施工パッケージ単価においては国土交通省と共同で歩掛調査を行っており、本年度より調査を行うこととしております。

(15) 仮設材の損耗率の見直し

(背景)

コルゲートパイプなどの仮設資材は、設置期間等を勘案した「損耗率」により積算されておりますが、現場では、品質低下により仮設材としても再利用が困難であり、再利用する工事がなく保管も困難なことから、ほとんどが全損となり転用できる場合は僅かというのが現状です。また、再利用できない場合は、さらに処分費用がかかる場合もあります。

(国への要望)

このようなことから、特殊資材の他、塩ビ管、暗渠管、排水資機材等使用状況によっては再利用できない資材については、全損扱いが可能な条件を整備するなど仮設材に係る経費の計上について見直しをお願いします。

【回答】

ご要望について承ります。実態に即した改善が図られるよう検討してまいります。

(16) 集中豪雨による排水施設容量オーバーに対応した対策の検討

(背景)

近年の集中豪雨で排水施設の容量オーバーが頻繁に起こります。例えば農道の整備では、排水路だけでなく農道が洗堀崩壊するため何か対策はとれないかと考えます。排水計画の諸元見直しで1ランク上の断面にするなど費用対効果で難しいと思いますが対策が必要と考えます。

(国への要望)

排水諸元の見直しまたは集中豪雨への対応の検討をお願いいたします。

【回答】

土地改良事業計画設計基準 計画「排水」では、農業用の排水施設に係る土地改良事業における施設規模等の根拠となる計画基準降雨について、費用対効果の観点等から定まるものであり、計画当初においては計画作成を簡素化するため、10年に1回程度の降雨規模を採用して良いとしています。既往洪水による被害の実態等を踏まえ上記とは異なる降雨規模とすることもできるとしています。

また、近年の気候変動に伴い、一層頻発化・激甚化する災害への対応として、今年4月に計画基準「排水」を改定し、これまでの過去の実績降雨による計画策定手法を見直し、将来の降雨予測に基づく計画策定が可能となりました。

具体的には、計画基準降雨について、気象観測資料により得られた確率降雨量と気象予測資料により求めた降雨量変化倍率（過去実験値と将来実験値の各確率降雨量の比）を用

いて推定するよう見直しています。

先月、土地改良事業関係者に対して、改定した計画基準の説明会を実施したところですが、個別地区の排水計画策定についてご相談等ありましたら（地方農政局等を通じて）ご連絡ください。

例示いただいた「農道の整備では、排水路だけでなく農道が洗堀崩壊するため何か対策はとれないか」については、地域における具体的な課題をお伺いした上で、課題への対応を検討して参ります。

（１７）農地災害復旧における、適切な仮設の積算や施工実態に応じた適切な変更対応への積極的な助言指導

（背景）

気候変動による豪雨災害や、地震による被害が各地で発生しており、業界としても早期復旧のため鋭意努力をしておりますが、適切な仮設が計上されていないことや、一例としてフトンかごにおいては、入手が難しく手間もかかる栗石詰めとされていることなどから、現場の実態に即した設計積算や柔軟な設計変更を求める要望が非常に多い状況です。

（国への要望）

一日も早く復旧を図るため、適正な仮設の計上や柔軟な設計変更（一例として、フトンかごでは砕石かごに変更することやこれを標準とする、熟練ブロック工が不足している状況から、より機械施工が可能なブロック積とするなど）をしていただけるよう事業主体に対し積極的な助言指導をお願いいたします。

【回答】

農林水産省においては、令和６年の梅雨前線豪雨等など大きな被害が発生した場合に、農業農村整備事業や災害復旧事業等の関係通知を発出し、

- ・被災地域の工事における予定価格の適切な設定として、見積り活用による実態に即した単価の設定、遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する適切な設計変更

などの徹底を図るとともに、市町村を含む関係自治体に対して参考送付することで、取組の拡大を図っています。

(18) 資材単価の積算方法等の見直し

(背景)

資材価格の高騰対策として、単品スライド条項の運用の見直しなどこれまでも迅速な対応をしていただいておりますが、業界の声として資材価格調査会社の調査価格と実勢価格のタイムラグや調査方法自体への疑義があるとの意見や、生コンや砕石等についてはプラントの減少に加え輸送車両も減少していることから、現行は現場持ち込み価格となっているこれらの単価を、運賃別建ての調査価格とすべきとの意見があります。

(国への要望)

上記の背景に書いた事項は、国営事業においても同様の問題を抱えていると思われますので、国からも、価格調査会社に対し意見していただくようお願いいたします。

【回答】

ご要望について承ります。実態に即した改善が図られるよう価格調査団体に対して伝えてまいります。

(19) 設計変更における、新規工種の追加に関する取扱い

(背景)

工事の設計変更を行う場合、一般的に追加金額に落札率を乗じて変更契約手続きを行いますが、県営事業において当初契約にない新たな工種を追加する場合も落札率を乗じる事例がありました。こうした場合、受注者にとって過度の負担となるという意見があります。

(国への要望)

設計変更において、当初契約にない新たな工種を追加する場合は、小規模な工事の新たな発注と同じく割高となりますので、落札率を乗じない様にしていきたいです。

【回答】

国においては総価契約単価合意方式により、当初契約にない新たな工種については落札率を乗じることはありません。このような取り組みについて、引き続き県等へ周知してまいります。

(20) 工事の迅速化にむけた新たな視点に立った考え方の導入

(背景)

土地改良事業の場合かんがい期に工事が出来ない場合が多いが、かんがい期に工事を行う等の措置が出来れば、事業の進捗に大きな効果があります。

(国への要望)

国におかれましては、以下のような内容につきましてご検討いただきますよう、お願いいたします。

- ① 工事に直接関係する農地に対し、作物補償及び関係する補償工事(畦畔築立等)を事業費により行い、年度前半(かんがい期)の工事を可能にする。
- ② 工事途中で予期せぬ事態により予算がないにもかかわらず増額契約の必要が生じた場合、年度予算を超える部分については予算成立後に次年度予算にて精算を行えるなど、繰越を容易に行えるようにする。
- ③ かんがい期をまたぐ工期設定の場合、休工期間中の現場代理人等の常駐(専任)の見直しや近接した現場における現場代理人の兼務を認めるなど実態に即して責任者の配置を見直す。

【回答】

農業農村整備に係る直轄工事においては、積雪や降雨、気温などの自然的条件のほか、施工地域における営農条件、住民生活等の社会的条件などを踏まえて施工計画を検討し、必要な施工期間を設定しています。

その上で、工事発注段階においては、早期発注、余裕期間を含む適切な工期の設定、国債工事の活用、プレキャスト製品の活用に加え、「かんがい期間中(夏期等)の施工」の導入についても、必要な場合は農休補償を含め検討することとしています。

また、自然災害や地元調整など受注者の責によらない事象が生じたことにより、年度内の工事完了が困難と判断された場合には、事故繰越の手続申請承認により年度を跨いで施工することが可能となります。

更なる円滑な事業の推進に向けて、引き続き工事の施工効率化を進めてまいります。

(21) 中山間地域における畦畔法面対策に関する設計基準の改定

(背景)

中山間地域のほ場整備においては、地形的な制約から田面間の高低差が2～3mに達することが多く、それに伴い法長が非常に長い畦畔法面が発生します。

実際に区画整理後に法面積が約1.5倍に増加し、これまで以上に維持管理に多大な労力を要する状況となっています。

とりわけ中山間地域では、農業者の高齢化や担い手の減少が深刻化しており、高低差のある法面での草刈り作業は転倒・転落のリスクを伴う危険作業となっています。

現状の法面設計は一部では防草シートの設置も試みられていますが、ほとんどが盛土、切土法面整形のみとなっています。

現在は「多面的機能支払交付金」などの制度により維持管理の支援が行われていますが、この制度も将来的な継続が不透明であり、草刈りを前提としない恒久的な対応が求められています。

(国への要望)

今後の中山間地域のほ場整備では、高低差のある畦畔法面に対し、事業完了後の維持管理労力削減を見据えて、コンクリートブロック張りや張芝との併用構造等の恒久的な構造物が一般的な設計として認められるよう、運用の見直しを強く要望いたします。

【回答】

現在、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（水田）」（H25）においては、「コンクリート畦畔、合成樹脂等の畦畔は機械作業の障害等となる場合が多いため、採用に当たって十分に留意する」こととしております。

このため、国の補助金、交付金を用いてほ場整備を実施する場合のコンクリート畦畔等の整備に当たっては、営農における機械作業の障害とならないことのほか、経済的な観点も含め最適な畦畔構造により整備が行われること等の条件を付した上で採用することとしています。

なお、地被植物（グラウンドカバー・プランツ）によって畦畔を被覆し、雑草を抑制して除草作業を軽減した事例もありますので、こちらについても御検討いただければ幸いです。

3. 施策について

(1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大

(背景)

その他の地域の建設企業の大半は、直轄工事でのランクは B・C 級となっており、これまで国営事業の受注実績が少ない又はない状況となっています。地域によっては技術者不足などの理由により現在受注している県営事業等で手一杯の地域もありますが、中には国営事業への参入を望んでも中々実現できない地域もあります。

このため、入札参加条件として付される直轄工事規模の施工実績条件をクリア出来ないことから、入札参加が出来ない状況となっております。地域の建設業者は、下請けでの施工協力と災害発生時の初動対応など造成から維持管理までサポート支援を行っており、施設管理者からも高い評価を得ております。このように直轄工事に対する貢献度が高いことから、A 級業者に加え B 級業者も入札に参加できるような入札条件設定が望まれます。

(国への要望)

地域によっては、国営事業等への地元企業の入札参加について柔軟な対応を取っていただいている地域もありますが、より一層地元企業の参入を促進するため、入札参加条件への施工実績条件の緩和をお願いします。

【回答】

国営事業における工事の発注においては、特殊な場合（随意契約等）を除き、全ての工事を総合評価落札方式で行っています。

競争参加資格における等級については、予定価格に相当する等級の企業が少数の場合などは、予定価格に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができることとなっており、全ての農政局で A 等級の工事に B 等級の参加を認める取組を行っております。

競争参加資格は各発注機関（農政局・事業所）が工事の性格、地域の実情等を踏まえ定めるものでありますが、引き続き、適切に対応するよう農政局を指導してまいります。

(2) 低入札価格調査基準の引き上げ

(背景)

地方自治体における調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算定割合を定めた低入札価格調査基準に準拠しています。

公共工事受注競争が激化している地域等において、調査基準価格の近傍で落札するケースが見受けられる中、地域の建設企業が工事の品質確保はもとより、災害対応や除雪等、地域の守り手としての役割を引き続き果たしていくうえで、健全な経営や担い手の確保・育成が肝要であり、そのためには適正な利潤の確保が不可欠です。

(国への要望)

低入札価格調査基準の算定割合を地域の実態もより考慮の上、引き上げられるよう要望します。

【回答】

低入札価格調査基準は、工事の品質確保やダンピング受注の排除等を目的としており、最近の施工実態を踏まえ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において適宜見直しが行われております。

なお、工事受注者の適正な利潤の確保は重要と認識しており、適切な工事価格の算定となるよう、毎月の価格調査、現地状況に見合った見積徴取、見積活用方式の活用などに取り組んでいるところです。また、工事受注後においては、各種スライド協議への迅速な対応など、適切な利潤の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

(3) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援

(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上（現場事務所費用の引き上げ、快適トイレの加算上限額の見直しなど）、工事書類の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の更なる推進など)

(背景)

建設業界では、「新4K」を実現し、建設業をあこがれの仕事とすべく処遇改善、労働環境の改善・向上に努めておりますが、依然として新規就業者の確保に苦慮しており、近年一部の県では県当局とタイアップしながら魅力ある建設業のPRを図っているところもありますが、なかなか結果に結びつけることができません。

この問題は全国共通の課題であり、国の皆様のご協力をいただきながら、課題解決に向けて進みたいと考えています。

(国への要望)

処遇や労働環境の改善・向上への対応の一例として、リース料が10万円／月に及ぶ太陽光発電によるエアコンを完備したトイレ（商用電源が不要なことから、能登半島地震の被災地でも非常に有用であった）を設置している現場があります。また、熱中症対策やOA機器類の高度化により、よりしっかりと現場事務所の設置が求められています。このため、共通仮設費の営繕費の率の見直しや、率分を超える場合には別途計上出来ることとすることや、快適トイレの加算上限額の見直し、工事書類の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の実施等一層の魅力ある職場づくりに対する新たな施策、県等で行われている取組との連携の推進等につきましてご配慮をお願いします。

【回答】

営繕費については、諸経費動向調査により適切な率の算出に努めてまいります。なお、事例として紹介いただいた内容等（商用電源が利用できない場所における現場事務所に要する費用）については、率計上に含まれないものとして、積上げ計上できるものと考えられます。

工事書類の簡素化等については、全ての直轄工事において、電子契約システムや情報共有システムを利用するとともに、本年3月には、工事書類の省力化や受発注者における役割分担の明確化等を促進する「工事書類省力化の手引」を作成し、受発注者双方の働き方改革の推進を図っているところです。

これらの取組について、引き続き、都道府県耕地関係課長会議等で周知するとともに、各県との意見交換等において実施状況を把握してまいります。